

きいちレポート 15

平成 27 年 9 月議会報告

ごあいさつ

議会レポート No 15 をお届けします。このレポートも 15 号を数えることになりました。これも皆様のご支援があればこそ、深く感謝しております。

9 月議会は、平成 26 年度決算を審議する重要議会ですが、中原市長が精力的に取り組んだ、市長キャラバンの成果について関心呼びました。



ご意見はブログ <http://pokonin555.asablo.jp/blog/> にお寄せ下さい！

9 月議会・・「地方分権」を取り上げました！

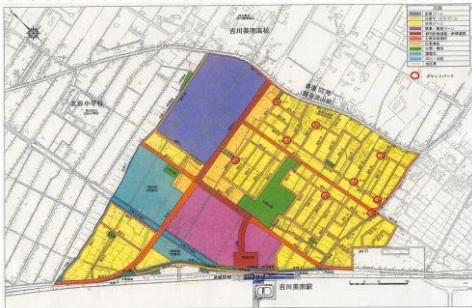
「地方分権」とは、簡単に言えば、これまで国や県などの事務だったものが、市町村の事務となったということです。地方分権一括法という法律で、非常に多くの事務が市町村に、移譲されました。都市計画に関する事務も市町村が独自に行える範囲が広がっています。

中原市長は、吉川美南駅周辺開発に関連して、地方創生の観点から、外から人口を呼び込む政策でなく、内なる人口を生み出すということを提唱されていました。

問 吉川市内から人口を生み出す事業とはどのようなものか。

答 美南駅周辺整備では、宅地開発中心の流入人口を目指す開発ではなく、幸福を実感できるまちづくりに取り組むので、知名度の向上や市民がまちに誇りを持ち、結婚、出産、子育て等のサポートにより人口増に繋がる。

変更後の吉川美南駅周辺地区土地利用計画図



「課税自主権」とは

杉並区のレジ袋税が記憶にあるかも知れません。地方分権により、地方独自に課税することも可能になっています。

資材置き場等の乱開発された事業施設から、農業用水に、排水が流入する例が増えています。用水の管理補修も財源不足からままなりません。農業用水に排水を流している事業者に、課税することも可能であり、地方創生の手段として研究する価値があるのではないかと思います！

農業用水に排水は税金を取ったら？

問 農業用排水施設は、良質な水稻栽培のため欠かせない施設だが、資材置き場などが虫食的に開発され、農業用水路に排水が流される例が増えている。こうした状況を改善するため、用水整備のための財源確保を目的に、地方独自に課税する施策も可能であり、有効な施策と思うが市の考えは。

答 市では事業者との協議により農業排水路また

は農業用排水路に排水を流すことを認めている。過去に公共施設の整備費用として協力金をとった経緯はあるが、独自課税などは難しい。国、県の補助金の活用に努める。



9 月議会の感想: 市長キャラバンは、トップリーダーである中原市長が直接市民の意見を聞くという事業で、のべ 640 人の参加と、約 700 件の意見がよせられたという、これまでにない取り組みでした。市庁舎建設と美南駅東口周辺の開発、それに仮称第四中学校の建設という、吉川市にとって巨額な財源が必要な大事業、これをどうするべきかというテーマでした。市長は「市長キャラバンに掲げたテーマは、3 事業とも多額の費用がかかるが、いずれも重要な施策であり、優先順位をつけず、今やらなければならないと判断した。適切に進めたい。」と、答弁をされました。市民の意見を聞くことの重点は、巨額な事業を着手するにあたり優先順位を判断することだろうと思いましたが、それがないとすると、市長としての判断は、「庁舎建設の費用削減に向けたキャラバンの成果」の中に、何があったのでしょうか。

地方版総合戦略の進捗について

「地方版総合戦略」は今年度中に今後 5 年間の地方創生のための戦略を策定することが求められています。総合振興計画とは密接な関連があり、計画ビジョンでの位置づけは、重要な観点でしょう。

問 市の総合振興計画で、産業振興、雇用創出を位置づけている地域にこそ、積極的な行政施策が必要と思うが。

答 総合戦略では、個別の地域に具体的な取り組みを位置づけるのではなく、市内全域の将来の産業や雇用について、基本的な方向性や目標を盛り込むべきと考えている。

三輪野江地域への墓地開発について、条例改正や指導方針は！

問 計画でめざした土地利用構想に反する動きが、三輪野江地域に進行中である。環境への配慮が強く求められる墓地開発であり、条例の見直しが必要と思うが、行政指導の方針は。

答 行政指導は任意的なものだが、周辺住民の意見に対し、宗教法人が見解書で示した取り組みを確実に行うよう求めた。また、行政指導の範疇ではないが、まちづくり整備基準条例に基づく事前協議により開発区域内の雨水処理については、隣接する水路に接続せずに開発区域内で処理するよう市から要請している。

条例の見直しにつきましては、他市の条例の調査研究を進めている。



きいちレポート！

検索



計画本位の行政運営について！

行政は、計画に基づき行われなければ、成行きや思い付きによる事業執行が起こり得ます。

昨年の予算執行で、増額補正を繰り返し、最終的に全て減額という事例がありました。また、特定の事業予算が十分にあるのに、他事業から流用し、流用した予算額の全額を不用とした例がありました。こうしたことを踏まえ、市長の行政運営について考えを聞きました。

問 行政運営は計画に基づき行わなければならないと考える。当初予算は行政計画であり、計画本位の行政運営を行うべきと考えるが。

答 当初予算は実施計画に基づき真に必要な事業を計上するとともに、決算状況などを踏まえ最小の経費で最大効果が得られるよう創意工夫をしながら原則通年予算として編成するもの。

平成 27 年度は、3 月議会で骨格予算としたが、(新市長としての) 予算案は、6 月議会で第 2 期実施計画に基づき、政策的経費や公約に掲げた事業を取りまとめ、6 月補正予算後の予算を通年予算と考えている。しかし通年予算後に発生する事柄もあるので、柔軟に対応することも市長の責務と考えている。



ルール作りと規制緩和！

地方分権とは、自治体（市町村）が自分の考えで行財政の運営が行えるようになったということです。都市計画のような事務も自治体の責任で決定できる範囲が広がっています。

これまで国なり県なりの事務を、どこの市町村でも共通なやり方で処理してきましたが、分権によってその地域の特性に応じたルール変更が行えるようになったという効果があります。開発に関する規制を強化する自治体もあるだろうし、逆に規制の緩和に踏み切る自治体も出てくるでしょう。つまり自治体によって目指す方針に、差が出て来るといえることです。

それが地域の開発ルールであれば、事業者にとって有利な地域を選択するでしょうから、ルールが開発の誘導効果を持つと考えられます。それが規制ルールであれば、規制が緩いところに集中するということもありえます。

規制の緩い白地地区である「産業まちづくり地域」に、墓地や資材置き場、産廃施設などが進出する結果になるのも、規制ルールの在り方と無関係ではないでしょう。ルールの制定は、行政の重要な役割ではないでしょうか。

地方分権をどう考えているのか？